

# 職員福利厚生等規程 (制定)

社会福祉法人二桜会

## 社会福祉法人二桜会 職員福利厚生等規程

### (目的)

第1条 この規程は、当法人職員（但し、パート労働者は該当しない）の慶弔、災害疾病時の見舞金、各種祝い金などに関して定める他、法人に関係する個人及び団体への慶弔、見舞金、に関して定めたものである。

### (手続き)

第2条 本規程の定めるところにより慶弔金、見舞金、各種祝い金などを支給するときは、理事長又は業務執行理事（又は施設長）はこれらの支給に係る事実を確認しなければならない。

2 前項により理事長又は業務執行理事（又は施設長）が事実の確認を行った日から起算して14日以内に、現金または祝い品によって支給する。

3 祝い品又は生花によって支給する場合、第3条から第5条に掲げる金額は消費税及び地方税を含まない金額とする。

### (結婚祝)

第3条 職員が結婚した場合、次に掲げる結婚祝い金又は祝い品を支給する。

1. 20,000円（又は祝い品）

2 前項の結婚祝を支給された者で、再び支給該当者とはならない。

3 前項の場合、法人内での結婚の場合は、双方支給対象者となる。

4 前項の他、事業所は岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済加入者には結婚祝い金を受け給付する。

### (出産祝)

第4条 職員又はその配偶者が出産した場合、次に掲げる出産祝い金又は祝い品を支給する。

1. 10,000円

3 前項の他、事業所は岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済加入者には出産祝い金を受け給付する。

(入学祝)

第5条 職員の子が、教育基本法に基づく学校へ入学した場合には、次の通り祝金を支給する。

1. 小学校入学の時 10,000円
2. 中学校入学の時 10,000円

2 前項の場合、第2子以降の場合も同額の祝い金を支給する。

(従事者の健康診断援助)

第6条 事業所が指定する医療機関等で健康診断を受診し、検査結果に再検査を要する旨の記載又は指導があったもので、再検査受診者にはその経費の半額を事業所が負担する。(但し、再検査は一回までとします。)

(死亡弔慰)

第7条 職員またはその家族が死亡した場合は、別途、弔慰金支給規程(平成29年4月1日施行)のとおりとする。

2 前項の他、事業所は職員が死亡した場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済加入者には死亡弔慰金を受け給付する。

3 前項の場合、職員の配偶者若しくは親或いは子に給付する。

(傷病見舞)

第8条 職員が傷病により10日以上入院する場合は、次に掲げる傷病見舞金を支給する。

1. 勤続 1年以上 10,000円

2 前項の場合、事業所は職員が病気やけがして入院した場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済加入者には見舞金を受け給付する。

(災害見舞)

第9条 職員本人の居住している住居に災害を受けた場合は、その程度に応じて次に掲げる見舞金を支給する。

1. 全壊・全焼 50,000円
2. 半壊・半焼 30,000円
3. 一部損壊・一部消失 20,000円

- 2 前項には、罹災証明書若しくは事実確認取れるものを添付するものとする。
- 3 前項の他、事業所は職員の住居が災害にあった場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済加入者には見舞金を受け給付する。

(その他慶事)

第10条 職員にその他慶事があった場合は、次に掲げる祝金を支給する。

1. 勤続1年以上 5,000円
- 2 その他慶事とは、職員の誕生日などをいう。
- 3 前第1項は、短時間労働者(宿日直専門員含む)も該当する。

(事業にかかわる資格取得報償)

第11条 職員が業務にかかわる資格取得をした場合は、一律に10,000円を支給する。

- 2 業務に係る資格取得のために必須の試験当日は職務専念義務免除手続きを行う。
- 3 業務に係る資格取得に向けた介護福祉士実務者研修などの講習に出席する場合で本人が希望する場合は、その日は職務専念義務免除手続きを行う。
- 4 資格取得のための経費について事業所は負担しない。
- 5 業務に係る資格取得をした者で、事業所が職務専念義務免除若しくは出張命令で取得した場合は、取得後の継続勤務を行うものとする。

(永年勤続表彰)

第12条 職員で永年勤続している場合は、勤続年数に応じて次に掲げる祝金又は祝い品を支給する。

1. 勤続 10年以上(1回) 20,000円
  2. 勤続 20年以上(1回) 30,000円
  3. 勤続 30年以上(1回) 50,000円
- 2 前項の各勤続年数は、それぞれの勤続年数に至った日を基準とする。

(法人に関わる慶弔金、見舞金)

第13条 法人に係る個人及び団体への弔慰金、見舞金の支給は5万円を超えない範囲で理事長又は業務執行理事(又は施設長)が決定する。

(支出)

第14条 職員又はその家族に支出するものは当該職員が属する各施設拠点より支出する。

2 法人に関係する個人及び団体への弔慰金、見舞金の支出するものは本部拠点区分より支出する。

3 本規程に基づく支出は、第5条、第10条、第12条に関わるものは当該給与支給日に行う。その他慶弔等については、事案の発生した日以降に支給するものとする。

(補則)

第15条 その他必要と認める事項については、理事長又は業務執行理事(又は施設長)の判断において実態の確認を行い決定するものとする。

(規程の改正)

第16条 本規程を改正する場合には、理事会において審議決定する。

附則 本規程は令和 4年 4月 1日より施行する。